



介護人材の確保、定着支援について

◆三十四番（福田たえ美 議員） まず初めに、介護人材の確保、定着支援について伺います。

令和五年度の介護労働実態調査では、約六五％の介護事業所が人手不足を実感し、そのうち三四％が大いに不足、または不足と回答をしています。特に、訪問介護の現場では約八一％の事業所が深刻な人材不足に直面をしています。人材不足の影響は、介護職員一人当たりの業務負担が著しく増大し、過労による介護サービスの質の低下は、サービスを利用する高齢者御本人や、その御家族に影響を強く与えるものです。これらの課題に対し実効性のある対応がなされなければ、地域全体の介護基盤の脆弱化が避けられません。

介護サービスは住み慣れた地域で提供されることが基本で、介護サービスを提供する職員も介護事業所の近隣に住んでいる方が中心です。物価高騰、賃料が上昇し続ける居住費の高い区内で、全産業の一般労働者の賞与込み給与平均三十八・六万円より八万円低い水準の介護職を継続する困難さが増してきております。

東京都が実施する介護職員の宿舍借り上げ支援事業では、区独自で上乗せをし、対象世帯を増やすことで令和六年度は百二戸が対象となり、補助率八分の七、上限八万二千円の補助は生活費の負担軽減へととなっております。しかし、介護人材を確保し続けるには十分とは言えません。

令和六年四月から東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業が開始されました。介護職員等の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護保険サービス事業所に介護職員や介護支援専門員に対し、居住支援特別手当を勤続五年目まで月額二万円、それ以上の勤続年数では月額一万円を支給し、支援する取組です。品川区では介護職員の確保策として、東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業に区独自で月一万円の上乗せを行っております。

ここで伺います。

一点目に、介護人材の確保、定着支援について区の認識を伺います。

二点目に、東京都の介護職員の宿舍借り上げ支援事業に、区は独自の上乗せで介護の現場で働く人への支援を行っています。このように、介護の現場で働く方に直接反映される支援は重要と考えますが、区の認識を改めて確認いたします。

三点目に、東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業において、品川区のように介護人材の確保として区独自の上乗せなどで人材確保に努めるべきと考えます。特に、五年以上の勤続では、一万円の減額にモチベーションが下がるとのお声も届いております。この部分の区独自の支援を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

自転車の走行環境整備について

次に、自転車の走行環境整備について伺います。

令和六年、世田谷区内の交通事故件数の千八百八件の半数以上に当たる九百二十六件が、自転車に関する事故で都内ワーストワンであります。自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、地方自治体は道路整備をはじめ全般的な施策を講じる必要があります、本区における自転車事故防止への対策を一層加速させる必要があります。

自転車の交通違反による重大事故を防ぐため、二〇二六年四月から自転車の交通違反にも青切符が導入される予定です。十六歳以上の自転車利用者が対象で、百十三種類の違反行為が対象となります。携帯電話を使用しながら運転するながら運転では一万二千元、信号無視は六千元、逆走や歩道通行などの通行区分違反は六千元などの罰金が科せられます。罰金を科す前に、ルールの浸透と自転車走行環境の整備を求める区民の声が届きます。

自転車の通行ルールが浸透しない要因として、第一に、道路交通法上、自転車は軽車両であり、車道の左側通行が原則ですが、周知不足と車道走行への不安から、歩道を通行する自転車が多いという事実が示すように、道路交通法の原則と実態が乖離をしていること、第二に、免許制度でない自転車は標識などを学ぶ機会がない、第三に、交通ルールの改正後の周知不足によります。

ここで伺います。

一点目に、自転車乗用中の死亡・重傷事故の四分之三は法令違反です。交通違反に対する交通反則通告制度の適用となる、ルールの周知徹底が重要です。例えば、駐輪場利用者への啓発の工夫、区の施設を利用した動画などでの周知、また、鉄道事業者などとの連携、さらには、自転車安全講習会の参加を促すためにも、せたがやPayのポイントを還元するなどインセンティブを付与し、様々な工夫を行うべきだと考えますが、区の見解を伺います。

二点目に、世田谷区自転車ネットワーク計画作成から十年が経過をしております。この間、自転車利用者の増加、道路状況の変化などがあります。この間の計画の取組状況を伺います。

三点目に、本区の計画では優先整備路線を重点的に整備されています。今後、事故防止を一層高める推進へと計画を進めていただきたいと思います。自転車ナビマークに白線を併せて整備することなどで車と分離がされ、安心して自転車が走行できるとお声もいただいております。区が管理する道路において、自転車が安全に走行できる空間の整備を一層加速させ、取り組むべきと考えますが、区の見解を伺います。

帰国、外国人の児童生徒への支援について

最後に、帰国、外国人の児童生徒への支援について伺います。

区立小中学校に在籍する外国籍の児童生徒数が、令和六年で四十二か国、約四百八十人で、五年前より約百人増加をしている状況です。外国人児童生徒は言語的な壁、文化的背景の違

い、学校生活への不安や個人的・家庭的背景など複数に絡み合うことが多く、日本の学校生活を送るために日本語学習支援のみではなく、心理的支援を求める声が届いております。

世田谷区では、区立学校に在籍する帰国・外国人児童生徒を対象に、日本語などの指導を行う日本語指導補助員の派遣事業を行っております。日本語指導が必要な児童生徒に対して、区立の小中学校に教育委員会が日本語指導補助員を、一人につき小学生は三十六時間、またプラス六時間、中学生は四十時間プラス八時間ということで上限として派遣をしております。

日本語指導補助員は、言葉の指導や通訳者としての役割のみならず、文化の違いを酌んだ意思疎通を可能にする役割、思いに気づく意思疎通を可能にする役割、教員の視野や考え方を広げる役割などを持っております。日本語指導補助員のスクールカウンセラーへの同行は、通訳を超えた役割も期待できる一方、日本語指導への派遣時間が削減されてしまう現状があります。

新宿区は、幼稚園、学校における日本語サポート指導を、幼稚園児は五十時間、小学一・二年生も五十時間、小学三年生から六年生及び中学生に七十時間と三段階に分けることで、日常会話のみならず教育用語、そして心理的不安に対応をしております。また、指導員は日本語の指導のほかに、学校と家庭の連絡などの相談にも応じています。世田谷区の日本語指導員の派遣は一人につき一度きりです。

ここで三点伺います。

一点目に、帰国・外国人児童生徒数が増加をしておりますが、子どもたちへの日本語指導補助員の派遣、いわゆる初期指導の状況と課題を伺います。

二点目に、帰国・外国人児童生徒への心身の不調へも適切な時期に適切な対応が必要と考えますが、区の認識と対応について伺います。

三点目に、世田谷区立学校に通う帰国、外国人の児童生徒が今後も増える傾向にあります。多様な文化、言語を背景に持つお子さんの言語習得までの時間、心のケアへの時間なども含め、お子さんに配慮をした日本語指導補助員派遣時間数に増やすべきと考えます。区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

◎山戸 高齡福祉部長 私からは、介護人材の確保、定着支援について順次御答弁いたします。

まず、介護人材の確保についての区の認識と、介護の現場で働く人への支援についてです。

これまで区では介護人材の確保に向け、介護福祉士資格取得費用助成等の各種助成、介護人材の採用活動経費に対する助成など、様々な支援に取り組んでまいりました。また、介護職の住まい支援として、東京都が対象としていない地域密着型サービス事業者等を対象とした区独自の宿舍借り上げ支援事業などを実施し、職員が働きやすい職場環境の構築等に継続して取り組んでいるところです。

今後、介護サービスの需要が増加する一方、いわゆる生産年齢人口の減少により、介護人材が不足することが想定されます。国は、二〇四〇年までに介護人材が五十七万人不足する

との推計を立てており、世田谷区でも同様に不足することが見込まれます。介護人材の確保は喫緊の課題であり、引き続き、国や都の動向を見据えながら、介護人材の確保策の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、介護人材の確保、定着支援における区独自の支援策についてです。

東京都が実施する介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業は、介護職員の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、介護サービス事業所に勤務する介護職員や介護支援専門員などに対し月額一万円、勤続五年目までの職員には月額二万円を支給する制度です。

議員御提案のように、六年目以降の職員に対して区が独自で上乘せをすることは、財源の確保や事業者間、自治体間の公平性の担保など、いまだに課題が多いものと考えております。今後、介護事業者も構成員となっている世田谷区介護人材対策推進協議会での意見も踏まえ、介護人材確保を図るための区独自の支援策について検討してまいります。

私からは以上です。

◎鎌田 土木部長 私からは、自転車の走行環境整備等について三点御答弁いたします。

初めに、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用の周知についてでございます。令和八年四月一日より、自転車の交通違反に対する比較的軽微な違反を対象とした交通違反通告制度、いわゆる青切符が導入されます。警視庁に確認したところ、青切符は十六歳以上を対象とし、百十三の違反の行為のうち、信号無視や一時停止、ながら運転といった重大な事故につながるおそれのある違反行為について、重点的に取締りを行うと伺っております。

区は、区内四警察署と連携した交通ルールやマナーの啓発活動の中で青切符導入に向けた周知を予定しております。また、区施設のデジタルサイネージやホームページなどで、より具体的に青切符の対象となる違反行為を分かりやすく示すとともに、各種自転車教室に多くの区民が参加していただき、交通違反が減少するよう周知等も行っておりましてまいります。

次に、自転車ネットワーク計画の進捗状況についてでございます。自転車ネットワーク計画は平成二十七年三月に施行され、本年で十年目となっております。整備予定路線につきましては、都市計画道路や自転車利用の多い路線、自転車関与事故の多い路線、公共施設や駐輪場などの施設に連絡する路線などを基準に選定しており、道路の新設、改修工事等の機会を捉え、効率的かつ効果的に自転車通行空間の整備を進めております。

令和六年度末現在での進捗状況でございますが、全計画路線百六十七・四キロメートルのうち、整備済みは六十・七キロメートルで、整備率といたしましては三六・三％となっております。また、その中の優先整備路線につきましては、総延長七十二・五キロのうち、整備済みは四十三・三キロメートルで、整備率は五九・七％でございます。

最後に、早期の自転車通行空間の確保についてでございます。自転車ネットワーク計画では、道路の幅員や自動車等の交通状況を考慮して、自転車専用通行帯や自転車走行位置表示といった整備形態を選定し、特に優先整備路線として位置づけられている路線の整備を進めております。また、今年度は、これまでの自転車利用を取り巻く社会環境の変化等に伴い、

本計画の改定を予定しております。

区といたしましては、カーブミラーなど、その他の交通安全施設の整備や、交通ルール、交通安全の啓発活動等に取り組むとともに、本計画の改定で、ネットワーク路線における歩行者対自転車事故の多い路線、駅周辺の路線など、今までの考え方に加え、地域の課題やニーズに応じて自転車利用を推進する路線などの新たな視点から精査、見直しを図り、歩行者、自転車、自動車などが安全で安心して共存できる交通環境の整備に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◎秋山 学校教育部長 私から、帰国、外国人の児童生徒への支援について順次御答弁いたします。

まず、日本語指導補助員の状況と課題でございます。

議員御質問の日本語指導補助員は、日本語初期指導として、日本語が理解できないために学校での学習や生活に支障のある者を対象として、日本の学校生活に速やかに適用できるよう支援するものであり、平成六年から実施しております。区立小中学校における外国人児童生徒に帰国児童生徒を加えると、令和六年度で約七百六十名が在籍しておりますが、同年度に初期指導を新たに開始した児童生徒数は七十四名おり、毎年八十名前後の児童生徒が初期指導を新たに開始しております。

初期指導の開始は各学校において、児童生徒の学校生活の状況を踏まえ、保護者と相談の上で判断しております。しかし、例えば基本的な意思疎通ができ、学校生活に大きな支障がない場合には初期指導を利用しないことがあり、結果、必要な学習言語が身についておらず、学習内容の理解に支障が生じてしまうケースがあることを教育委員会として確認しております。

教育委員会といたしましては、各学校において日常言語と学習言語との違いや、生活ができていないため学習もできるという認識があることが課題であると認識しております。

次に、心身の不調への適切な対応についてです。

近年、学校に転校してくる帰国・外国人児童生徒は、家庭の状況や経済的な観点から環境の異なる日本に住まい、それにより、子どもも事態が把握できないまま日本の学校に通うことからくる言語、文化、学習面、家族への気遣い等に加え、本人自身の帰属意識やアイデンティティーの混乱により、心身に不調を来す危険性が大きくなっているものと認識しております。

一方で、帰国・外国人教育相談室からは、同じ出身国の子どもたち同士で現地の母国語で話ができることにより、非常に安心し、表情も明るくなり、急激に落ち着きを取り戻す子が多くいるとの報告を受けております。

これらを踏まえ、教育委員会といたしましては、日本語初期指導により日本語の習得を支援するとともに、学校生活において必要な配慮や支援について、当該児童生徒の保護者と相談の上、帰国・外国人教育相談室を活用しながら学校全体で共通理解を図り、教員または児童生徒同士による支援等を行うよう指導しているところでございます。

最後に、今後の日本語指導補助員派遣における区の見解について御答弁いたします。

帰国外国人の児童生徒の状況は、その保護者も含め近年急激に変化しており、子どもへの配慮とともに、保護者とのコミュニケーションも非常に難しくなっている状況があると認識しております。現在も、初期指導の時間数については、議員御指摘のとおり、基本の時間数に加えて二割程度増やすことができる体制を整えておりますが、近年の状況を踏まえ、改めて子どもたちの学校生活に合わせた取組となっているか、日本語初期指導から始まり、学校現場での対応、保護者への支援、帰国・外国人教育相談室の規模等について検討してまいります。

以上でございます。

◆三十四番（福田たえ美 議員） るる御答弁ありがとうございました。ぜひ力強く前に進めていただきたいと思います。

一点、再質問させていただきます。

介護人材の確保、定着支援についてですが、東京都の宿舍借り上げ支援に区独自の上乗せをして七年が経過しております。介護人材の確保、定着支援の効果について区の認識を伺いたいと思います。

◎山戸 高齢福祉部長 介護人材の確保、定着支援についての再質問について御答弁いたします。

区では、介護人材の確保のため、東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業に区独自の補助をしております。具体的には、区内の広域型特別養護老人ホームに従事する介護職員について、令和六年度、区独自に十一事業所、二十九戸分、東京都が対象としていない地域密着型サービス事業所に従事する介護職員、十五事業所、五十六戸分を区独自に補助しています。また、区と福祉避難所協定を締結している施設とは、三事業所、十七戸分を区独自に補助しております。

これらの補助を活用することで、令和六年度は合計二十九事業所、百二戸分の実績となっており、その中では外国人人材を採用できたり、施設の近くで働くことができるというお声をいただいていることから、介護職員の定着に寄与しているものと認識しております。

以上です。

◆三十四番（福田たえ美 議員） 今の再質問の御答弁でも分かりますように、区が上乗せの事業を行っている。それによって介護人材の定着、確保にもつながったということでございます。ということは、私が先ほど東京都の介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業、これに区の独自の上乗せをしていってはどうかというところの答弁に対して、自治体間の公平性が欠けるのではないかとといったような内容がありました。

しかし、そうすると、今の居住支援と宿舍借り上げ支援の、こういった区の上乗せ事業は、どういうふうに考えていけばいいのかという矛盾もございます。しっかりと今後、人材確保

のために検討し、前に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。